

小金井市民交流センターの取得の賛否を問う市民投票条例（案）

（目的）

第1条 この条例は、小金井市民交流センターの取得について、市民の意向を確認することを目的とする。

（市民投票）

第2条 前条の目的を達成するため、小金井市民交流センターの取得の賛否について、市民による投票（以下「市民投票」という。）を行う。

（市民投票の執行）

第3条 市民投票は、市長が執行するものとする。

2 市長は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条の2の規定に基づき、協議により、その権限に属する市民投票の管理及び執行に関する事務を小金井市選挙管理委員会（以下「選挙管理委員会」という。）に委任するものとする。

（投票資格者）

第4条 市民投票の投票権を有する者（以下「投票資格者」という。）は、次の各号のいずれかに該当する者であって、規則で定めるところにより作成する投票資格者名簿に登録されているものとする。

- (1) 年齢満18年以上の日本国籍を有する者で、その者に係る市の住民票が作成された日（小金井市（以下「市」という。）に住所を移した者で住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第22条の規定により届出をしたものについては、当該届出をした日）から引き続き3か月以上市の住民基本台帳に登録されているもの
- (2) 年齢満18年以上の永住外国人で、外国人登録法（昭和27年法律第125号）第4条第1項に規定する外国人登録原票に登録されている居住地が市の区域内にあり、かつ、同項の登録の日（同法第8条第1項の申請に基づく同条第6項の規定による市の区域内への居住地変更の登録を受けた場合には、当該申請の日）から引き続き3か月以上経過しているもの

2 前項第2号の永住外国人とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。

- (1) 出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）別表第2の上欄の永住者の在留資格をもって在留する者
- (2) 日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成3年法律第71号）に定める特別永住者

3 前2項の規定にかかわらず、成年被後見人は、市民投票の投票権を有しない。

(市民投票の期日)

第5条 市民投票の期日(以下「投票日」という。)は、この条例の施行の日から起算して90日を超えない範囲内において、市長が定める日とする。

2 市長は、前項の規定により投票日を定めたときは、選挙管理委員会に対し、当該投票日の50日前までに通知しなければならない。

3 選挙管理委員会は、前項の規定による通知を受けたときは、投票日の10日前までにこれを告示しなければならない。

(投票の方法)

第6条 市民投票を行う投票資格者(以下「投票人」という。)は、投票日の当日、自ら投票所に行き、投票資格者名簿の抄本の対照を経て、投票をしなければならない。

2 市民投票の投票は、小金井市民交流センターの取得に対して、投票用紙に賛成又は反対と自書して、これを投票箱に入れる方法によるものとする。

3 市民投票は、1人1票の秘密投票とする。

4 点字による投票の方法は、規則で定める。

5 第2項の規定にかかわらず、身体の故障又は文盲により、自ら賛成又は反対を自書することができない投票人は、規則で定めるところにより、代理投票を行うことができるものとする。

(期日前投票等)

第7条 前条第1項の規定にかかわらず、投票人は、規則で定めるところにより、期日前投票又は不在者投票を行うことができるものとする。

(投票の効力の決定)

第8条 投票の効力の決定に当たっては、次条に該当するものを除いて、その投票を行った者の意思が明白であれば、当該投票を有効とする。

(無効投票)

第9条 市民投票において、次の各号のいずれかに該当する投票は、無効とする。

- (1) 所定の投票用紙を用いないもの
- (2) 「賛成」又は「反対」以外の事項を記載したもの
- (3) 「賛成」又は「反対」のほか、他事を記載したもの
- (4) 「賛成」又は「反対」の双方を記載したもの
- (5) 「賛成」又は「反対」のいずれを記載したかを判別し難いもの
- (6) 白紙投票

(情報の提供)

第10条 市長は、次に掲げる情報を、市民に対して提供するものとする。

(1) 市民投票を実施する趣旨及び経過

(2) 投票資格者が小金井市民交流センターの取得の賛否を的確に判断するために必要な関連資料

2 市長は、前項に規定する情報の提供に当たっては、事案についての中立性を保持しなければならない。

(投票運動)

第11条 市民投票に関する運動は、自由とする。ただし、買収、脅迫等投票資格者の自由な意思が拘束され、又は不当に干渉されるものであってはならない。

2 前項の投票運動の期間は、この条例の施行の日から投票日の前日までとする。

(投票結果の告示等)

第12条 選挙管理委員会は、市民投票の結果が確定したときはこれを告示するとともに、当該告示の内容を市長及び市議会議長に報告しなければならない。

(投票結果の尊重)

第13条 市民投票の結果において、賛成又は反対のいずれかが投票資格者総数の3分の1以上の者により選択されたときは、市長及び市議会は、当該結果を尊重しなければならない。

(委任)

第14条 この条例に定めるもののほか、市民投票の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。